

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月11日
【会社名】	株式会社ワコム
【英訳名】	Wacom Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼 CEO 山田 正彦
【本店の所在の場所】	埼玉県加須市豊野台二丁目510番地1
【電話番号】	0480(78)1211
【事務連絡者氏名】	CF0 安藤 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー31階
【電話番号】	0120(056)665
【事務連絡者氏名】	CF0 安藤 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社ワコム 東京支社 (東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー31階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日開催の第32回定時株主総会決議に基づき、平成28年5月11日開催の取締役会において、平成28年5月26日に新株予約権の割当てを行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 銘柄

株式会社ワコム第11回新株予約権

(2) 発行数

7,200個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少した場合は、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(3) 発行価格

無償

(4) 発行価額の総額

未定

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 720,000株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日以降付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合は、その前日以前の取引が成立した取引日のうち新株予約権の割当日に最も近い日の終値）に1.025を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で調整するものとする。

(7) 新株予約権の行使期間

平成30年5月27日から平成33年5月26日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。

新株予約権の相続は、これを認めない。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(11) 当該取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社従業員	1名	520個
当社関係会社の取締役	3名	4,680個
当社関係会社の従業員	4名	2,000個

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

Wacom Technology Corporation	当社の完全子会社
Wacom Technology Services Corporation	当社の完全子会社

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部について第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

以上